

山口市告示第78号

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該競争入札参加資格について定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

山口市長 渡 辺 純 忠

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該競争入札参加資格について定める告示の一部を改正する告示

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該競争入札参加資格について定める告示（平成30年山口市告示第189号）の一部を次のように改める。

別表により、旧欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する新欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表

新	旧
<p>地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和元年度、令和 2 年度 及び令和 3 年度 において山口市が発注する物品の製造の請負、売買及びリース・レンタル並びに_____業務委託(建設コンサルタント業務等を除く。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期、方法等について、次のとおり定めた。</p> <p>平成 30 年 12 月 11 日</p> <p style="text-align: center;">山口市長 渡 辺 純 忠</p> <p>1 競争入札参加資格の要件 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とする。 (1)及び(2) 省略 (3) 市区町村税を滞納していない者であること(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により徴収の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。)。この場合における対象となる税目は、次のアからウまでに掲げるものとする。_____</p>	<p>地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、平成 31 年度、平成 32 年度 及び平成 33 年度 において山口市が発注する物品の製造の請負、売買及びリース・レンタル並びに建設工事に係るものを除く業務委託_____の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格_____及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期、方法等について、次のとおり定めた。</p> <p>平成 30 年 12 月 11 日</p> <p style="text-align: center;">山口市長 渡 辺 純 忠</p> <p>1 競争入札参加資格_____ 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者_____とする。 (1)及び(2) 省略 (3) 市区町村税を滞納していない者であること。ただし、法人にあつては、契約を締結する本店又は契約締結権限を委任された支店、営業所等(以下「契約営業所」という。)の所在地の市区町村における全ての税目及び山口市内に契約営業所以外の支</p>

ア 法人にあっては、山口市と契約を締結する本店又は山口市との契約締結権限を委任された支店、営業所等(以下「契約本店・営業所」という。)の所在地の市区町村における全ての税目

イ 山口市外に契約本店・営業所を置く法人で、山口市内においても支店、営業所、連絡所等を有する場合は、アに加えて山口市における全ての税目

ウ 個人にあっては、居住地の市区町村における全ての税目

(4) 省略

2 資格審査

競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、市長の資格審査を受けなければならない。

3 資格審査の申請期間

資格審査の申請期間は、次に掲げる期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該申請期間以外の期間においても申請することができるものとする。

(1) 省略

(2) 随時申請期間

平成 31 年 4 月から**令和 3 年 12 月**までの、毎月 1 日から 15 日まで**(休日(山口市の休日に関する条例(平成 17 年山口市**

店、営業所、連絡所等を有する場合は、山口市における全ての税目を対象とし、個人にあっては、居住地の市区町村における全ての税目を対象とする。

(4) 省略

2 資格審査の申請期間

資格審査の申請期間は、次に掲げる期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該申請期間以外の期間においても申請することができるものとする。

(1) 省略

(2) 随時申請期間

平成 31 年 4 月から**平成 33 年 12 月**までの、毎月 1 日から 15 日まで**(閉庁日を除く。15 日が閉庁日の場合は、その直後の**

**条例第9号)の市の休日をいう。以下同じ。)を除く。15日が
休日の場合は、その直後の休日でない日までとする。)**

4 資格審査の申請方法

資格審査の申請方法は次のとおりとする。

(1) 申請書類

資格審査を受けようとする者は、**山口市公式ウェブサイト**
ト から**令和元年度、令和
2年度** 及び**令和3年度** 山口市物品等競争入札参加資格審査申
請要領(以下「要領」という。)及び要領に規定する申請書類を
ダウンロードし、当該申請書類を市長に提出しなければならない。
い。

(2)及び(3) 省略

5 省略

6 競争入札参加資格者名簿の登録

**競争入札参加資格の認定を受けた者(競争入札参加資格を取り消
された者を除く。以下「有資格業者」という。)は、競争入札参
加資格者名簿に登録する。**

7 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、平成31年4月1日(2の(2)の
規定による申請にあっては、申請の日の**属する月の翌月1日**)か
ら**令和4年3月31日** までとする。

8 審査事項等の変更の届出

有資格業者

開庁日までとする。)

3 資格審査の申請方法

資格審査の申請方法は次のとおりとする。

(1) 申請書類

資格審査を受けようとする者は、**山口市のホームページ**
(http://www.city.yamaguchi.lg.jp/)から**平成31年度、平成
32年度**及び**平成33年度** 山口市物品等競争入札参加資格審査申
請要領(以下「要領」という。)及び要領に規定する申請書類を
ダウンロードし、当該申請書類を市長に提出しなければならない。
い。

(2)及び(3) 省略

4 省略

5 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、平成31年4月1日(2の(2)の
規定による申請にあっては、申請の日の_____翌月1日)か
ら**平成34年3月31日** までとする。

6 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者(以下「競争入札参加資格者」とい

_____は、**資格審査**の審査事項に変更が生じたときは、要領に規定する提出書類を市長に提出しなければならない。

9 競争入札参加資格の取消し

有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を取り消す。

(1) 競争入札参加資格の取消しの希望を市長に届け出たとき。

(2) 第1項に規定する競争入札参加資格の要件を満たさなくなったと認められるとき。

(3) 不正の手段により有資格業者となったと認められるとき。

10 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例

有資格業者_____が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該決定を受けた者は、要領に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

11 競争入札参加資格の承継_____

次に掲げる者**で、有資格業者の有する競争入札参加資格に係る営業を引き継ぎ、当該営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると認められるものは、当該競争入札参加資格を承継することができる。この場合において、承継しようとする者は、要領に規定する申請書類を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。**

う。)は、_____審査事項に変更が生じたときは、要領に規定する提出書類を市長に提出しなければならない。

7 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例

競争入札参加資格者が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該決定を受けた者は、要領に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

8 競争入札参加資格の承継**の承認の申請**

次に掲げる者**が競争入札参加資格を承継しようとする場合は、要領に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。**

- (1) 有資格業者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 有資格業者が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 有資格業者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- (4) 有資格業者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人

- (1) 競争入札参加資格者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 競争入札参加資格者が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 競争入札参加資格者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- (4) 競争入札参加資格者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人